

奈良県中小企業会館管理運営規則を廃止する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第七十一号

奈良県中小企業会館管理運営規則を廃止する規則

奈良県中小企業会館管理運営規則（昭和五十三年十一月奈良県規則第五十号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。